

宗像地区水道事業広域化に伴う調整及び検討項目シート

調整項目	調整が必要な 項目数	調整を行った 項目数	調整中の 項目数
1.水道事業の概況	31	31	
2.条例・規則	7	7	
3.料金体系等	25	25	
4.水資源の確保	3	3	
5.財政計画	15	15	
6.組織体制	55	55	
7.システム	23	23	
8.協定関係	11	11	
9.その他	41	41	
合 計	211	211	

各専門委員会調整項目数

水道委員会

	調整を要する	統合協議会	幹事会	総括委員会	委員会	委員会で協議中
前回までに決定した		135	135	135	135	
今回提案する項目数						
合 計	135	135	135	135	135	

情報システム委員会

	調整を要する	統合協議会	幹事会	総括委員会	委員会	委員会で協議中
前回までに決定した		14	14	14	14	
今回提案する項目数						
合 計	14	14	14	14	14	

人事委員会

	調整を要する	統合協議会	幹事会	総括委員会	委員会	委員会で協議中
前回までに決定した		55	55	55	55	
今回提案する項目数						
合 計	55	55	55	55	55	

財政委員会

	調整を要する	統合協議会	幹事会	総括委員会	委員会	委員会で協議中
前回までに決定した		2	2	2	2	
今回提案する項目数						
合 計	2	2	2	2	2	

法制委員会

	調整を要する	統合協議会	幹事会	総括委員会	委員会	委員会で協議中
前回までに決定した		4	4	4	4	
今回提案する項目数						
合 計	4	4	4	4	4	

総括委員会

	調整を要する	統合協議会	幹事会	総括委員会	委員会	委員会で協議中
前回までに決定した		1	1	1	1	
今回提案する項目数						
合 計	1	1	1	1	1	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題	
1. 水道事業の概況					
1. 事業の認可	1・宗像地区事務組合水道用水供給事業、宗像市水道事業、福津市福間地区水道事業、福津市津屋崎地区水道事業を廃止し、宗像地区事務組合水道事業を創設する	1 申請者の住所及び氏名	・申請者名 宗像地区事務組合	【資料13】厚生労働省水道事業認可通知	
		2 水道事務所の所在地	・所在地 宗像市多禮298番地		
		3 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類	・認可申請書のとおりとする。		
		4 給水区域が他の水道事業と重複しないこと及び給水区域内における専用管道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図	・認可申請書のとおりとする。		
		5 水道施設の位置を明らかにする地図	・認可申請書のとおりとする。		
		6 給水区域、給水人口及び給水量	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区域内人口 156,173人 ・給水区域内人口 152,499人 ・給水人口 147,920人 ・普及率 97.0% ・給水戸数 57,959戸 ・一日平均給水量 38,684m³ ・一日最大給水量 51,072m³ ・有収率 96.6% 		
		2・9月認可申請書提出、11月から12月許認可	1 水道施設の概要	・認可申請書のとおりとする。	
			2 給水開始の予定年月日	・給水開始は、平成22年4月1日とする。	
			3 工事費の予定総額及びその予定財源	・認可申請書のとおりとする。	
		3・申請書（水道法第7条第2項に基づく記載事項）	1 給水人口及び給水量の算定根拠	・認可申請書のとおりとする。	
2 経常収支の概算	・認可申請書のとおりとする。				
3 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件	・宗像地区事務組合水道事業水道給水条例のとおりとする。				
4・事業計画書（水道法第7条第4項に基づく記載事項）	1 借入金の償還方法	・認可申請書のとおりとする。			
	2 料金の算出根拠	・認可申請書のとおりとする。			
	3 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法	・宗像地区事務組合水道事業水道給水条例のとおりとする。			

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
	5・工事設計書（水道法第7条第5項に基づく記載事項）	1 一日最大給水量及び一日平均給水量 2 水源の種別及び取水地点 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果 4 水道施設の位置（標高及び水位を含む）、規模及び構造 5 净水方法 6 配水管における最大静水圧及び最小動水圧	・認可申請書のとおりとする。 ・認可申請書のとおりとする。 ・認可申請書のとおりとする。 ・認可申請書のとおりとする。 ・認可申請書のとおりとする。 ・認可申請書のとおりとする。	
2. 水道計画	6・統合時期に合わせ、各団体の既存の計画を精査・統合し、新たな計画を策定する ・地域水道ビジョンすべての計画の基礎となる	1 地域水道ビジョンの策定 2 事業計画の策定 3 財政計画の作成 4 施設計画の策定 （統合後の効率的な配水ブロックの設定） 5 净水場の整備計画	・統合後、速やかに水道ビジョンを策定する。 ・統合後、速やかに計画を作成する。 ・統合後、速やかに計画を作成する。 ・統合後、速やかに配水ブロックを設定する。 ・統合後、速やかに計画を作成する。	
3. 簡易水道	7 宗像市大島簡易水道及び福津市本木簡易水道について は、事務組合の特別会計とする	1 大島簡易水道の取扱い 2 本木簡易水道の取扱い 3 地島簡易水道の取扱い	・宗像地区事務組合の特別会計とする。 ・当分の間、現行の料金体系とする。 ・赤字補填は、当該市が負担する。 ・宗像地区事務組合水道事業会計（公営企業法適用）で処理する。	
4. 遊休資産	8 遊休資産の取扱方法を検討し、効率的な施設運用を推進する	1 遊休施設は、各団体で管理する	・遊休資産については原則、統合前に関係市で整理するものとする。なお、整理できない資産については、宗像地区事務組合が引き継ぐ。	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
2. 条例・規則				
1. 事務組合規約	9 宗像地区事務組合規約の変更を行うため、宗像及び福津市12月議会に規約変更案を提出、議決後、同月県知事申請を行い、許可を得る	1 規約変更の原案作成 2 福岡県事前協議 3 宗像市及び福津市議会提出	・福津市議会9月15日議決 宗像市議会9月25日議決 ・変更許可申請書を県知事へ提出 ・変更許可 10月8日	【資料18】宗像地区事務組合規約
2. 条例・規則	10・3団体の水道関係条例、規則等を照合し、相違しているものを個別に調整する。	1 必要な条例、規則の抽出 2 条例、規則の照合、調整 3 事務組合条例等制定、改廃：2月議会 4 宗像市及び福津市条例等制定、改廃：3月議会	・統合前に、関係市及び宗像地区事務組合の条例・規則等を照合、調整し、関係市及び宗像地区事務組合において必要な条例・規則等の制定改廃を行う。	【資料19】宗像地区事務組合、宗像市、福津市水道関係条例、規則等一覧表
3. 料金体系等				
1. 水道料金等	11・事務組合に統合する水道事業は、統合後料金を統一する	1 水道料金の改定についての協議 2 簡易水道料金の改定についての協議	・統合後、3年以内に水道料金を統一する。 ・料金統一の際は、現行料金体系よりも安価に設定する。	
2. 加入金 宗像：加入金 福津：水道施設負担金	12・統合時期に併せて統一する ・新しい料金体系を作る ・口径区分の統一	1 加入金の統一時期の決定 2 新料金体系の決定	・統合時に水道利用加入金（水道施設負担金）を統一する。ただし、本木簡易水道事業は除く。 ・加入金額（負担金額）は宗像市の例による。ただし、福津市の若木台第一次開発分は131,250円とする。	【資料20】水道利用加入金、手数料等統一のチラシ
3. 手数料等	13 統合時期に併せ、手数料の種類及び単位、金額を統一する	1 各種証明手数料 2 設計審査手数料 3 竣工検査手数料 4 材料検査手数料 5 指定給水装置工事事業者指定手数料	・統合時に手数料を統一する。 ・各種証明手数料は、1件300円とする。 ・設計審査に係る手数料（竣工検査、材料確認含む）は、1件2,100円とする。 ・指定給水装置工事事業者指定手数料は、1件10,000円とする。	【資料20】水道利用加入金、手数料等統一のチラシ
4. 工事負担金について	14 配水管工事における受益者負担について	1 受益者負担率の調整	・配水管布設工事の負担金に関する規定については、宗像市の例による。 ・管理者が負担する配水管は、統合前に関係市が作成した配水管布設計画に基づくものとする。	
5. 検針・料金徴収調定	15・検針委託料の単価を統一する ・民間委託への検討を行う ・下水道料金徴収事務については、下水道部門との関わりを整理する必要がある	1 検針委託料の単価統一 2 口座振替日の統一	・統合時に検針委託料単価を統一する。（簡易水道含む。） ・検針委託料単価は、宗像市の例による。 ・検針日は、毎月2日～7日とする。 ・口座振替日は、毎月25日とする。	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
		<p>3 檢針→料金調定→請求までの手順を統一</p> <p>4 下水道使用料金の徴収委託契約の締結</p> <p>5 収納率向上対策の検討</p> <p>6 簿外資産の整理</p> <p>7 檢針から収納までの業務の民間委託の検討</p> <p>8 納付書等の様式統一</p> <p>9 檢針日の統一</p> <p>10 コンビニ収納</p> <p>11 給水停止基準の統一</p> <p>12 転出精算の統一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検針期間 : 毎月 2日～ 7日の間 ・調定 : 每月12日頃 ・請求処理日 : 每月15日頃 ・納付書発送日 : 每月18日頃（納付期限 月末） ・口座振替日 : 每月25日 ・督促状発送日 : 每月25日頃 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第252条の14（事務の委託）により、下水道使用料の徴収委託契約を締結し、徴収は事務組合で行う。 ・事務組合が検針、調定、請求、督促まで行う。 ・督促手数料、延滞金については、宗像市ののみ徴収し、福津市は徴収しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・滯納対策として給水停止を引き継ぎ実施し、収納率向上に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の債権の管理等に関する条例を制定し、ある一定期間を経過した簿外管理債権の放棄ができるよう調整する。 ・統合前に両市で管理している簿外資産を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・帳票類は、宗像市の例による。 ・統合時に統一する帳票類は、上下水道料金通知書、上下水道料金督促状、再発納付書、郵便局用納付書、上下水道使用開始届 ・上記以外の帳票類は、新料金システム導入時に統一する。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納を導入しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・給水停止基準は、宗像市の例による。 ・2ヶ月以上の滞納者に対し、二月に1回（偶数月）給水停水を実施する。 ・また、奇数月に分割納付不履行者等を対象に臨時停水を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・転出精算は、原則的に現地精算とする。 ・精算の際は、止水栓は開栓状態とする。 ・精算業務は、臨時（非常勤）等の職員で対応し、原則的に正職員は行わないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合後、督促手数料、延滞金の徴収のあり方について、速やかに検討する。 <p style="color: red;">【資料21】宗像市(福津市)と宗像地区事務組合との間における下水道使用料徴収事務の委託に関する規約 【資料22】下水道使用料徴収事務の委託に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合後、新料金システム導入にあわせ、コンビニ収納・クレジット決済について検討する。
6. 指定金融機関	16 ・出納取扱金融機関は各団体が現在指定している金融機関全てを指定する ・事務組合が取扱う地方公営企業法適用外の会計については、別途、指定金融機関、指定代理金融機関等、地方自治法施行令で定める金融機関の指定が必要	<p>1 地方自治法施行令に基づく金融機関の指定</p> <p>2 出納取扱金融機関としての郵政事業庁の指定 (納付書の件)</p> <p>3 口座振替手数料及びデータ伝送サービス手数料等の単価統一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関については、株式会社福岡銀行とする。 ・収納取扱金融機関については、各団体が現在指定している金融機関を全て指定する。 	
4. 水資源の確保			<ul style="list-style-type: none"> ・統合時に口座振替手数料、その他手数料を統一する。 ・統合時にO C R読み取り業務委託料を廃止し、その業務は職員で行う。 	
1. 北福導水に関すること	17 統合後の受水量は13,000m ³ /日となるが、今後の水需要の動向を踏まえ、既存の施設の統廃合、配水ブロックの再検討を行う	<p>1 宗像市受水 10,000m³/日 平成22年</p> <p>2 福津市受水 3,000m³/日 平成28年</p> <p>3 今後の受水計画の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市受水分（平成22年10月から10,000m³/日） ・福津市受水分（平成28年 4月から 3,000m³/日） ・は、事務組合がそのまま引き継ぐ。 ・平成28年 4月、受水量は13,000m³/日となる。 	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
5. 財政計画				
1. 繰入金	18 他会計（関係市）、補助金（繰入金）の調整	1 基準外繰入金の負担割合 2 基準内繰入金の負担割合	・今後発生する基準外繰入は、原則廃止する。 ・基準内繰入は、現行のとおりとする。	
2. 固定資産について	19 三団体の資産（有形・無形）の取扱いの調整について	1 大井浄水場 2 大井ダム 3 東部浄水場 4 久末ダム 5 配水地（通堂、日の里、若木台） 6 遊休資産の整理 7 統合後の固定資産台帳管理方法の確立	・統合時に全ての水道用資産を事務組合が引き継ぐ。 ・引き継いだ水道用資産の内、用途廃止する固定資産の取扱いは協定書のとおりとする。 ・関係市の遊休資産は、原則統合前までに関係市で整理し引き継がないものとする。	
3. 債務	20 ・関係市の水道事業等に係る起債残高は、事務組合が引き継ぐ	1 3団体における企業債未償還分の整理 2 起債等に関する事務手続き（組合）	・3団体の企業債残高は全て事務組合が引き継ぐ。 ・未償還金額の一括償還は行わない。 ・平成22年3月25日までに、財政融資金債務承認申請書を宗像地区事務組合と関係市の連名で福岡財務支局へ提出する。 ・地方公共団体金融機関等の起債についても、手続き条件により宗像地区事務組合が引き継ぐものとする。	
4. 行政財産	21 事務組合、宗像市及び福津市が保有する行政財産の取扱いについて検討する	1 行政財産使用料の規程 2 行政財産占用料の規程 3 行政財産金額の統一 4 行政財産金額の統一時期	・統合時に宗像地区事務組合行政財産使用条例を制定する。	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
6.組織体制				
1.組織	22 組織	1 補助機関 2 公平委員会 3 附属機関等	・統合後の事務部局の組織は、総務課（総務係・経営係）、営業課（管理係・料金係）、施設課（設備浄水係・工務係）の3課6係体制とする。 ・現行のとおりとする。 ・現行のとおりとする。	【資料14】宗像地区事務組合事務部門機構図 (平成22年4月1日現在)
	23 定数・任用	1 職員の定数 2 人事異動・人事台帳 3 臨時・非常勤職員 4 嘱託（常勤）職員 5 採用	事務部局の職員定数は、3人。 公営企業の職員定数は、32人とする。 ・宗像市及び福津市の人事異動時期が異なるため、原則、年一回、4月に行う。 ・現行のとおりとする。 ・宗像地区事務組合常勤嘱託職員条例を制定する。 ・現行のとおりとする。	水道事業広域化後、速やかに定員適正化計画を策定し、職員の削減を図る。
	24 分限・懲戒	1 分限 2 懲戒 3 定年 4 再任用 5 派遣 6 退職制度	・現行のとおりとする。ただし、宗像地区事務組合職員の希望降任制度については、規程を整備しこれにより行う。 ・宗像地区事務組合懲戒処分等の指針のとおりとする。 ・なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。 ・現行のとおりとする。 ・地方公務員法第28条の4～6までの規定に基づき、それぞれの団体の条例、実施基準等を適用する。 ・地方自治法252条の17の規定により行う。派遣期間は原則3年とする。 ・現行のとおりとする。	
	25 服務	1 服務の宣誓 2 職務専念義務 3 勤務時間 4 年次休暇・病気休暇 5 特別休暇 6 介護休暇・組合休暇 7 育児休業	・現行のとおりとする。 ・宗像地区事務組合の例による。 ・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。 ・宗像地区事務組合の例による。 ・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。	
	26 研修・能率	1 職員研修制度 2 職員勤務評価制度 3 職員提案制度	・宗像地区事務組合の例による。 ・関係市が行う独自研修については、関係市が派遣職員の研修参加依頼を行う。 ・宗像市からの派遣職員を除く職員にあっては、21年度内に人事考課制度を確立し、22,23年度の試行期間の経過後24年度に実施する。 ・職員提案制度に関する規程を整備する。	
	27 職員厚生	1 福岡県市町村職員共済 2 職員互助会 3 被服等の貸与 4 労働安全衛生 5 公務災害補償	・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。 ・派遣職員は、派遣元の互助会に属するものとする。 ・宗像地区事務組合の例による。 ・宗像地区事務組合の例による。 ・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。	
	28 職員団体	1 管理職員等の範囲	・宗像地区事務組合の例による。	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
		2 職員団体の登録 3 職員の行為の制限	・宗像地区事務組合の例による。 ・宗像地区事務組合の例による。	・労使間交渉は、事前に組合、宗像市、福津市で協議する。
	29 その他	1 水道用水供給事業幹事会	・宗像地区事務組合水道用水供給事業幹事会は廃止する。	
	30 報酬・費用弁償	1 議員の報酬、費用弁償 2 非常勤特別職職員の報酬、費用弁償	・宗像地区事務組合の例による。 ・宗像地区事務組合の例による。	
	31 一般職の給与・手当	1 行政職 2 級別職務分類表・企業職 3 行政職（一）・企業職（一） 4 管理職手当 5 扶養・地域手当 6 住居手当 7 通勤手当	・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。	
	32 一般職の給与・手当	8 特殊勤務手当 9 時間外（休日）勤務手当 10 期末手当 11 勤勉手当 12 退職手当 13 初任給、昇格、昇給等	・宗像地区事務組合の例による。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。 ・現行のとおりとする。なお、派遣職員については、派遣職員の取扱いに関する協定書のとおりとする。	
	33 旅費	1 旅費	・宗像地区事務組合の例による。	
	34 その他	1 給与水準・職員状況 2 表彰制度	・宗像地区事務組合の例による。 ・現行のとおりとする。なお、関係市からの派遣職員については、派遣元のとおりとする。	
2. 派遣職員	35 ・適正な人員配置計画の策定 ・長期的な人事計画の策定	1 宗像市及び福津市の派遣職員数の決定 2 定員適正化計画の策定 3 派遣職員の取扱いに関する協定書 4 事務組合の職員配置及び宗像、福津営業所職員配置	・平成22年度に関係市から派遣する職員数は、職員定数35人の内、プロバーマンス10人を除く25人とする。 ・関係市からの派遣職員数は、原則として有収水量の割合を基本に算定し、関係市間の協議により決定するものとする。 なお、平成22年度の派遣職員数は、宗像市15人、福津市10人とする。 ・統合後、22年度内に定員適正化計画を策定する。なお、専門職員の在り方についても併せて検討する。 ・地方自治法第252条の17の規定に基づき、関係市及び宗像地区事務組合は、宗像地区事務組合に派遣する職員の身分の取扱い等に関する協定書を締結する。 ・平成22年度の宗像地区事務組合の職員35人は、事務局長他、総務課に6人、営業課に13人、施設課に15人を配置する。 なお、営業所に配置する職員については、業務状況を見て適正な人員を配置するものとする。	【資料16】派遣職員の取扱いに関する協定

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
7. システム				
1. 企業会計システムについて	36 システムの一本化について	1 仕様書作成 2 業者選定 3 プロポーザル 4 業者決定 5 データ移行 6 仮稼働	・統合時に新企業会計システムを導入する。	
2. 料金システムについて	37 料金システムについて	1 料金システム	・料金システムは、現システムを使用する。 ・料金改定と同時に、新料金システムを導入する。	
3. 設計・積算システムについて	38 設計、積算システムについて	1 設計、積算システム	・宗像地区事務組合の設計・積算システムを使用する。	
4. 人事・給与システムについて	39 給与システムについて	1 事務組合の給与システム	・統合時までに現組合保有の人事システムに給与システムを新規に追加する。	
5. ネットワーク化	40・5ヵ所（事務組合、消防本部、宗像市、福津市、津屋崎庁舎）のネットワーク化	1 セキュリティーポリシーについて 2 庁舎間ネットワークについて 3 庁舎内ネットワークについて 4 関係市のグループウェアについて 5 料金システムについて 6 人事給与システムについて 7 企業会計システムについて 8 財務会計システムについて 9 設計・積算システムについて 10 地図情報システムについて 11 庁舎内の情報環境について 12 情報機材の調達について 13 広報紙及びホームページについて 14 個人情報保護条例の取扱いについて	・宗像地区事務組合セキュリティーポリシーを、統合前に作成する。 ・宗像市庁舎、福津市庁舎（福間庁舎及び津屋崎庁舎）、消防本部、宗像地区事務組合事務所（多礼浄水場管理本館）間のネットワークを構築する。 ・新たに庁舎内のネットワークを構築する。 ・派遣された職員が、それぞれ派遣元のグループウェアの利用が可能となる環境を構築する。 ただし、一人一台パソコン対応ではなく、それぞれ1台づつの共有するパソコンを設置する。 ・水道料金改定までの間、現システムは宗像地区事務組合へ引き継ぐ。 ただし、それぞれのシステムのカスタマイズを行う。 ・統合後、宗像地区事務組合の現システムを継続使用する。 ・統合前に、新企業会計システムを導入する。 ・統合後、宗像地区事務組合の現システムを継続使用する。 ・宗像地区事務組合の設計・積算システムを使用する。 ・現在、それぞれ使用している台帳管理を継続する。 ・庁舎内全体の情報環境については、基本的に総務課長が担当する。 ・情報機材については宗像地区事務組合で調達する。 ・市民に情報提供を行うための手段として広報紙及びホームページの充実を図る。 ・統合前に宗像地区事務組合個人情報制度運営審議会に諮る。	統合後料金を改定する時期にあわせ新システムを構築する。 ・統合後、システムの統一について検討する。

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
8. 協定関係				
1. 地元等との協定	41 ・地元との協定等の調査 ・各種協定の締結を継続して行う	1 川端堰操作 2 川端土砂排除委託業務 3 川端堰漁業権養鰻組合 4 四十川水門及び吉田水門の管理協定 5 田島区排水ポンプ電力料代替 (21年度 原水費 負担金 70,000円) 6 樽見川桶門管理 (修理発生時は河川管理者と協議し、修繕費に必要な経費の1/2負担) 7 本木区 取水に伴う農業用水の優先・水源地の清掃 8 久末区 管理道路の清掃・ダム原水の農業用水への利用 9 畦町区 蛇田池への補水 10 中本乗馬クラブ 11 大井区長との水利に関する基本協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き地元と協定を結ぶ。 ・事務組合が引き続き賃貸契約を結ぶ。 ・賃料は、統合後の新規程（宗像地区事務組合行政財産使用条例）に基づき決定する。 ・宗像市及び水利委員会と協議する。 	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
9.その他				
1.開発の事前協議の指導内容	42 事務組合で新たな開発指導基準を定める	1 宗像市及び福津市の開発指導基準等の調査 2 宗像市及び福津市の開発指導基準等の調整 3 宗像市及び福津市の開発指導基準等の策定	・統合時に宗像地区事務組合で新たな技術指導基準を定める。 ・技術指導基準は宗像市の例による。	
2.水道事業運営審議会	43 新たな審議会を編成する	1 規定の整備 2 審議会の設置	・統合時に宗像地区事務組合水道事業運営審議会条例を制定する。 ・平成22年度、早急に審議会を設置する。	
3.漏水修理業務	44 ・漏水修理（公道、宅地）当番については、宗像市、福津市の既存の組合（管工事組合等）に委託する ・有収率向上のため、計画的な漏水調査を実施する	1 漏水当番の組合未加入者の取り扱い 2 漏水調査計画の策定 3 減免規程を統一する	・管工事協同組合（既存の組合）に現行どおり委託する。 ・統合後、速やかに漏水調査計画を策定する。 ・漏水減免規程は、宗像市の例による。	
4.契約事務について	45 工事契約及び委託業務契約事務について	1 4月1日付、契約内容の調査 2 統合時の契約締結準備（指名、入札、契約） 3 指名登録の取扱い	・統合前に三団体の委託内容を整理し、契約を締結する。 ・統合後、速やかに契約する必要がある業務については、関係市の原課及び宗像地区事務組合において設計図書の作成を行い、宗像地区事務組合に引き継ぐものとする。 ・22年度に追加登録を行う。ただし、22年6月末までは関係市及び宗像地区事務組合の指名登録業者の中から選定を行うものとする。	
5.広報等について	46 広報について ホームページについて 三団各関係機関の水道事業統合に関する周知について	1 三団体広報紙での周知 2 三団体ホームページでの周知及び内容変更 3 三団体各関係機関の周知	・水道事業統合について広く市民に周知を行うため、広報紙及びホームページを活用し情報の提供を行う。	
6.統合事務所の整備について	47 多礼浄水場管理本館における改修工事について 事務所のレイアウトについて	1 OAフロアーエレベーター工事 2 空調工事 3 玄関バリアフリー工事 4 各課の配置（レイアウト）等	・統合後の効率運営、機能強化をはかるため多礼浄水場本館の整備を行う。 ・統合後の全ての課及び係は多礼浄水場3階に配置する。 なお、宗像市役所及び福津市津屋崎庁舎内に営業所を設置する。	
7.公用車の取扱いについて	48 宗像市及び福津市の公用車の譲渡について	1 宗像市及び福津市の公用車の譲渡	・水道事業所有の公用車については、宗像地区事務組合に引き継ぐものとする。	
8.下水道使用料の徴収委託	49 下水道使用料の徴収業務は組合で行う	1 宗像市、福津市の現況（委託料含む）	・地方自治法第252条の14（事務の委託）に基づき、関係市と下水道使用料徴収等事務の委託に関する規約を制定する。	
9.様式等の統一について	50 事務組合、宗像市、福津市の各種様式について	1 各種様式の統一の方法 2 様式の統一時期	・各種様式については、宗像地区事務組合の例による。ただし、末端給水事業に関する様式は宗像市の例による。 ・統一の時期は、統合時とする。	
10.水質モニター	51 各家庭で給水栓（蛇口）から水を取り、残留塩素をはかる毎日検査を行う	1 宗像市の現況調査 2 福津市の現況調査	・水質モニターは、現行どおりとする。 宗像市 水質モニター（15人） 福津市 清水場運転管理業務委託者へ委託し、公共施設等で実施	・統合後、速やかに水質モニターのあり方について検討する。
11.統合に係る経費の取扱いについて	52 統合にかかる経費を調整する	1 統合に係る経費を調整する	・統合に係る経費については、基本的に宗像地区事務組合が負担する。	
12.平成22年度予算編成	53 平成22年度水道事業会計予算について	1 宗像市、福津市の水道事業会計予算調査	・関係市において予算原案を作成し、宗像地区事務組合が調整後作成する。	

宗像地区水道事業広域化調整及び検討項目整理シート

調整項目 (大項目)	(中項目)	(小項目)	調整結果	課題
		2 宗像市、福津市の水道事業会計予算調整 3 宗像地区事務組合水道事業会計予算作成		
13. 文書管理について	54 文書管理の在り方について	1 宗像市、福津市の文書（ファイル）量調査 2 三団体の文書（ファイル）量調整 3 文書管理の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイリングシステムを導入する。 	
14. 工務及び給水関係について	55 3団体の文書量を調査し、文書管理の在り方を調整する	1 下水道工事に伴う水道管の移設等について 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準について 3 給水装置の構造及び材質の基準について 4 指定給水装置工事事業者規程について 5 受水槽以下の装置を使用する共同住宅の給水及び各戸検針・料金徴収について 6 水道施設加入金の徴収に関する規程について 7 管路台帳管理について 8 仕切弁・第一止水・メータについて 9 資材及びメータの保管場所について 10 宅内排水工事窓口業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・補償費の算定基準は、原則公共補償基準要綱による。 ・下水道工事に伴い水道管の移転が必要となる場合は、原則関係市の下水道担当課の補償工事とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・統合時に簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準に関する規程定める。 ・規程は、福津市の例による。 <ul style="list-style-type: none"> ・統合時に水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程を定める。 ・規程は、宗像市の例による。 <ul style="list-style-type: none"> ・統合時に指定給水装置工事事業者に関する規程を定める。 ・規程は、宗像市の例による。 <ul style="list-style-type: none"> ・統合時に受水槽以下の装置を使用する共同住宅の給水及び各戸検針・料金徴収に関する実施規程を定める。ただし、集中検針に係る部分は削除する。 ・規程は、福津市の例による。 <ul style="list-style-type: none"> ・福津市水道施設負担金の徴収に関する規程を基に、宗像地区事務組合水道利用加入金の徴収に関する規程を制定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在、それぞれ使用している台帳管理を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> ・仕切弁は右側で統一する。（宗像市の例による） ・第一止水は公道上で統一する。（宗像市の例による） ・メータはショートで統一する。（宗像市の例による） ・集合住宅の検針方法は各戸メータ各戸検針とし集中検針は行わない。（宗像市の例による） ・二次給水における各戸メータ設置については給水契約を締結する。（福津市の例による） <ul style="list-style-type: none"> ・漏水修理等資材の保管場所は、現行どおりとする。 ・メータ保管場所は、多礼浄水場内に確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・宗像市の宅内排水設備工事の窓口業務（受付～審査～完了）を宗像地区事務組合で受託する。 ・ただし、完了検査については、当分の間宗像市下水道担当課にて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合後、システムの統一について検討する